

令和7年第12回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年12月23日（火）午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 皆様、改めましてこんにちは。

2025年最後の農業委員会となります。

定刻となりましたので、これから始めたいと思います。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第12回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法3条関係が5件、農地法4条関係が1件、農地法5条関係が5件、農用地利用集積等促進計画関係が5件、合わせて16件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年12月23日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その１からその５朗読】

以上、その１からその５までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第３条その１について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について譲渡人は県外に住んでいるため電話で確認をいたしました。申請内容に間違いはないということです。現地調査立会人は来られませんということで、譲受人の立会いの下、去る12月21日に委員と現地調査を行いました。現地は譲受人の自宅の前にあるため、周辺には農地はなく特に問題はないと思います。皆様方のご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その２について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月18日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容は聞き取りの内容に間違いはないということです。申請場所の周辺は、現在、譲受人が譲渡人より借り受けて耕作しており、移転後を継続して耕作を続けるということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３、その４について関連がありますので一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る12月20日に委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請の内容については聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 3、その 4 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 5 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月18日、委員と現地に行って調査を行いました。譲渡人の息子さんと譲受人と現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 5 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 2 号

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条 1 項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。

令和 7 年 12 月 23 日 提出。会長 大戸文治。

会 長 事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、6 ページをご覧ください。

農地法第 4 条その 1 について説明申し上げます。

【その 1 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 2 種農地と判断いたします。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 その 1 について地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請におきまして、申請人が足のけがで現地に来ることができないということで、12月17日、委員と代理人でございます行政書士と 3 人で現地調査を行いました。申請

内容について聞き取りをし、申請内容に間違いはないとのことでございます。今回の申請による農地周辺の影響は特に問題ないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年12月23日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月20日に委員と設定人及び被設定人の代表者が同一のため、当人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りを行いました。申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地となります。皆様方の審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、12月17日、委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないことということで、今回、申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月22日、委員と現地に行って調査を行いました。電話にて譲渡人、譲受人、もう1名の譲渡人とは現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請に伴う周辺農地への影響については

特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、27ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど
よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月15日、委員と現地にて調査を行いました。設定人とは電話で確認し、もう1名の設定人と被設定人担当者とですね、現地でお会いし申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、32ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど
よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、12月22日、委員と現地にて調査を行いました。譲渡人と譲受

人と現地でお会いし、申請内容の確認を行いました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。

令和7年12月23日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、38ページをご覧ください。

議案第4号についてご説明いたします。

本案件につきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の促進計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借受け希望者に配分する農地の面積は田6万6,947.43平米。権利の種類は賃借権5件となっております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、事務局。

事務局長 事務局より申し上げます。

お手元に農業委員手帳をお配りしておりますので、身分証の入替えのほうをお願いしたいと思います。

次回の総会は、1月30日金曜日午後2時より正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

それと、最後になりますけれども、委員の皆様には今年1年間大変お世話になりました。事務局の職員一同謹んでお礼を申し上げます。改めて今年1年、御協力に感謝申し上げますとともに、来年2026年も、ぜひどうぞよろしく願いいたします。皆様、どうぞよいお年をお迎えください。

以上でございます。ありがとうございました。

会 長 私から一言。

4月から農業委員会の会長を受けまして、至らぬ点もございますが、どうか来年度もよろしくお願いいたします。

◎閉 会

会 長 では、これをもちまして令和7年第12回白河市農業委員会総会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後 2時 51分)